2024



京都の

労働災害の現状

京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

~ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて ~

計画期間: 2023年度~2027年度(令和5年度から令和9年度)までの5か年

計画の目標

〇13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる(コロナ等を除く)。

13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上の死傷者数を減少させる(令和4年確定値コロナ等を除く)。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

8つの重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための () 意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の 労働災害防止対策の推進

- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 🌏 業種別の労働災害防止対策の推進
 - 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
- 。 労働者の健康確保対策の推進
 - メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
- 。 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

一労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて



京都労働局



はしがき

労働災害による死亡者数は、多くの関係者の努力により、長期的には減少し、京都 府内の死亡者数は、昭和44年まで100人前後で推移していましたが、近年は20人を下 回っています。

労働災害による休業4日以上の死傷者数は、現在の統計方法が開始された昭和48年の約6,200人から減少し、平成20年以降は2,500人前後で推移してきましたが、近年は増加傾向にあります。

令和5年の労働災害による死亡者数は、全産業で17人となり、前年の10人と比べて7人増加しました。また、休業4日以上の死傷者数は、新型コロナウィルス感染関連による労働災害の減少を受け、3,228人(前年比2,442人、43.1%減少)となりましたが、新型コロナウィルス感染関連の労働災害556人を除くと2,672人となり、前年比183人、7.4%増加しています。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、令和5年は**61.15**%(対前年比**0.80**ポイント増加)と全国平均値**58.94**%を上回り、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も高水準で推移しています。

本年度は、「京都労働局 第14次労働災害防止推進計画」(令和5年度~令和9年度の5年間)の2年目となります。計画の目標では、令和5年から令和9年までの5年間の死亡者数合計を52人以下とし、令和4年と比較して令和9年の死傷者数を減少させるとしています。1年目から目標の達成が厳しい状況となっており、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、同計画の定める「8つの重点対策」である

- ①「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」
- ②「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」
- ③ 「高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 |
- ④「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」
- ⑤「個人事業主等に対する安全衛生対策の推進」
- ⑥「業種別の労働災害防止対策の推進」
- (7) 「労働者の健康確保対策の推進 |
- ⑧「化学物質等による健康障害防止対策の推進」

と、重点対策における取組の進捗状況を確認する「**アウトプット指標**」及びその取組 の成果として期待される事項の達成目標となる「**アウトカム指標**」を設定して、事業 場における安全衛生対策を積極的かつ計画的に推進してまいります。

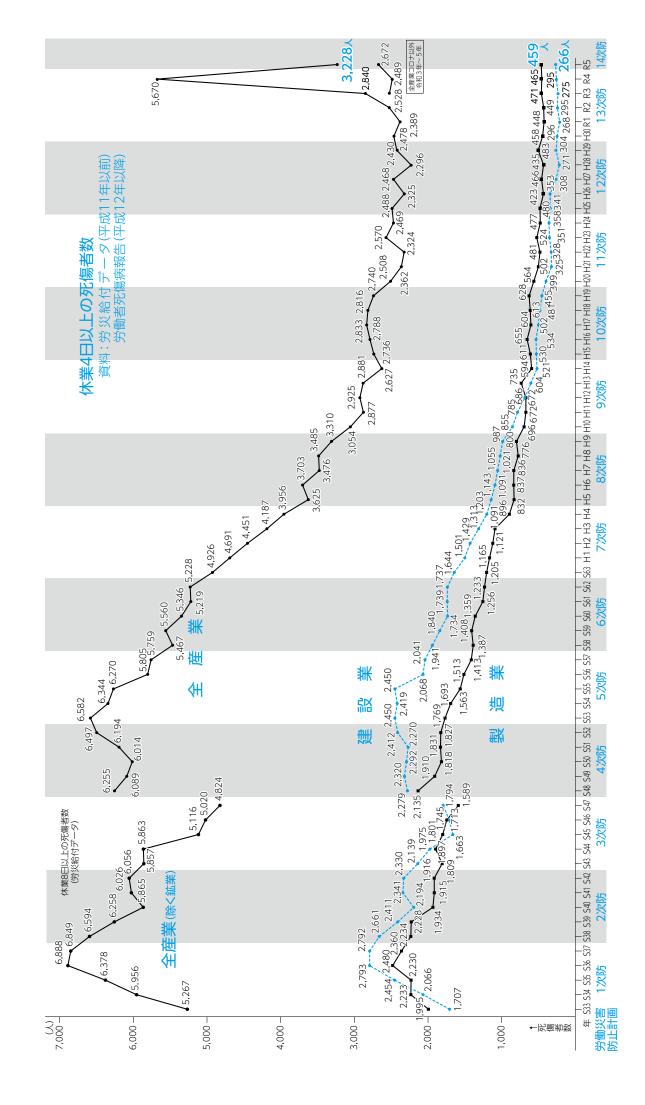
本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめたものです。本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待します。

目次

労働災害関係

1 労働災害発生状況の推移 過去66年(昭和33年~令和5年)	3
2 年別・業種別労働災害発生状況(平成26年~令和5年)4, 5	5
3 令和5年労働災害発生状況(休業4日以上の死傷災害)	
3-1 業種別 (対前年比較)	5
3-2 業種別(対前年比較「新型コロナウイルス感染」 関連 内数)	7
3-3 監督署別(対前年比較)棒、円グラフ	
3-4 監督署別 (業種別) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3-5 業種別・事故の型別	
3-6 業種別・起因物別	
3-7.8 事故の型別・起因物別(円グラフ)	
3-9.10 重点業種別、事故の型別・起因物別(棒グラフ)	
3-11.12 事業場規模別・年齢別(棒グラフ)	
3-13 高年齢労働者の労働災害発生状況15, 1	6
4 死亡災害の推移 過去66年(昭和33年~令和5年)	
5 令和5年 死亡災害発生状況(対前年比較)	
6 令和5年 死亡災害一覧	9
健康確保関係	
7 令和5年 定期健康診断実施状況(業種別)	0
8 定期健康診断の実施状況	
8-1 有所見率(%)等の推移(過去20年間)	1
8-2.3 業種別·健診項目別有所見率(令和 5 年) ···························· 2	2
9 令和 5 年 特殊健康診断実施状況(対象業務別)	3
10 令和5年 指導勧奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別) 2	4
参老資料	
少与具件	
11 京都労働局 第14次労働災害防止推進計画の概要25, 2	6
12 安全衛生優良企業公表制度のあらまし	7
13 SAFEコンソーシアム・SAFEアワードのご案内 2	8
14 労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう29, 3	0
15 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要31, 3	2
16 外国人向け安全衛生教材を労働災害防止にご活用ください	3
17 「治療と仕事の両立支援」を進めるための4つのポイント34~3	6
18 産業保健活動総合支援事業のご案内	7
19 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する	
石綿対策の規制が強化されています	8
20 新たな化学物質規制が導入されます39~4	2
21 令和6年 STOP!熱中症クールワークキャンペーン ··············· 4.	

1 次防から過去66年(昭和33年~ 令和 5 年) 労働災害発生状況の推移



2 - 1 年別 • 業種別 労働災害発生状況(平成26年~平成30年)

京都労働局

					京都労働局
年 別業 種	26年	27年	28年	29年	30年
全 産 業	2,325 18	2,468 20	2,296 8	2,430 21	2,478 9
製 造 業	423②	466②	435	483③	458①
食 料 品 製 造 業	132	132①	143	151	153
繊維工業・繊維製品製造業	18	22	15	26①	15
木材・木製品・家具等製造業	25	22①	19	27	18
パルプ・紙・印刷・製本業	47	31	29	39	26
化 学 工 業	14	30	20	24	29
窯業土石製品製造業	14	18	18	16②	13
鉄鋼・非鉄金属製造業	13	19	15	9	11
金属製品製造業	63①	63	54	63	46
一般機械器具製造業	34	47	23	37	45
電気機械器具製造業	14	21	30 13	27 18	28 21①
輸送用機械等製造業 電気・ガス・水道業	8① 6	16 5	13 4	0	210
	35	40	52	46	51
<u></u>	6	5 2	3	8	2
	353③	308⑦	271②	30410	296③
	68①	692	47①	673	50①
土	233①	204⑤	170①	1876	2022
	73	57①	57	45	57
その他の建設業	52①	35	54	50①	44
運輸業	405⑤	426⑤	410①	4124	430①
鉄道等・道路旅客運送業	134	1413	156	135①	129
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	269⑤	283②	252①	275③	300①
その他の運輸交通・港湾運送業	2	2	2	2	1
農林•畜産•水産業	81①	75 ①	733	65	77
林業	38①	37①	36①	26	30
商業	345⑤	339③	336①	3312	3634
小 売 業	271②	259③	232①	257②	248①
金 融・広 告 業	21	28	22	22	23
保健衛生業	243	294	276	272	288
社 会 福 祉 施 設	179	225	216	211	214
接客娯楽業	169	206	176①	187	223
旅 館 業	32	48	37	42	43
飲食店	108	123	117①	118	136
ゴ ル フ 場 の 事 業	12	12	14	9	15
清掃・と畜業	114①	129	126	153①	121
ビルメンテナンス業	57	71	53	72①	55
産業廃棄物処理業	26	22	35	30	30
その他	165①	192	168	193①	197
警 備 業	30	40	31	28①	32

資料:休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。 〇数字は死亡災害報告による死亡者数。

2 - 2 年別 • 業種別 労働災害発生状況(令和元年~令和 5 年)

					京都労働局
年 別業 種	元年	2年	3年	4年	5年
全 産 業	2,389 48	2,528 9	2,840 16	5,670 10	3,228 17
製 造 業	448①	449①	471②	465	459⑤
食 料 品 製 造 業	148	150	155	152	156②
繊維工業・繊維製品製造業	25	8	12	22	19
木材・木製品・家具等製造業	14	25	22	12	21
パルプ・紙・印刷・製本業	29①	22	35①	26	47
化 学 工 業	30	31	21	35	32
窯業土石製品製造業	10	14	18	9	15
鉄鋼・非鉄金属製造業	16	12	11	11	10
金属製品製造業	58	60	57	54	56②
一般機械器具製造業	44	42①	56	48	31①
電気機械器具製造業輸送用機械等製造業	30 13	25 9	25 12	13 15	25 5
輸送用機械等製造業 電気・ガス・水道業	13	4	3	15	5 2
电 丸・刀 人・小 坦 未	2 29	4 47	441)	64	40
<u></u> 鉱 業	1	61	31	2	1
建設業	268⑦	295②	275①	295⑤	266③
土木工事業	48①	62①	50	55②	47
	160⑥	169①	169	173③	132③
木造家屋等建築工事業	33①	42	38	34①	42
その他の建設業	60	64	56①	67	87
運輸業	3691	378②	433②	471	407④
鉄道等・道路旅客運送業	117①	74	85	128	90②
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	250	303②	348②	340	316②
その他の運輸交通・港湾運送業	2	1	0	3	1
農林・畜産・水産業	64	62	591	58①	68①
林 業	26	23	20①	19	25①
商 業	3581	369②	397②	463①	423②
小 売 業	254①	253①	302①	343①	309①
金 融・広 告 業	32	32	26	26	19
保健衛生業	317	459①	650	3,241	968①
社 会 福 祉 施 設	232	317①	414	1,588	575
接客娯楽業	194	171	179	233	232
旅館業	38	28	33	46	57
飲食店	114	113	107	145	138
ゴルフ場の事業	18	13	20	19	17
清掃・と畜業	119①	117	1243	1582	173
ビルメンテナンス業	53	70	75①	82	107
産業廃棄物処理業	27①	21	29②	28①	23
その他	21937	190	2234	258①	212①
警備業	32①	46	48③	40 ※※字報生による	31

資料:休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。 〇数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-1 令和5年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

						7.	京都労働局
年 別	休	業4日以_	上の死傷災	害	死	亡災	害
業種	5年	4年	対前年 増 減	増減率 (%)	5年	4年	対前年 増 減
全 産 業	3,228	5,670	-2,442	-43.1	17	10	7
製 造 業	459	465	-6	-1.3	5		5
食 料 品 製 造 業	156	152	4	2.6	2		2
繊維工業・繊維製品製造業	19	22	-3	-13.6			
木材・木製品・家具等製造業	21	12	9	75.0			
パルプ・紙・印刷・製本業	47	26	21	80.8			
化 学 工 業	32	35	-3	-8.6			
窯業土石製品製造業	15	9	6	66.7			
鉄鋼・非鉄金属製造業	10	11	-1	-9.1			
金属製品製造業	56	54	2	3.7	2		2
一般機械器具製造業	31	48	-17	-35.4			1
電気機械器具製造業	25	13	12	92.3			
輸送用機械等製造業	5	15	-10	-66.7			
電 気・ガ ス・水 道 業 そ の 他 の 製 造 業	2 40	64	-2 -24	-50.0 -37.5			
鉱業	1	2	-1	-50.0			
建設業	266	295	-29	-9.8	3	5	-2
土 木 工 事 業	47	55	-8	-14.5		2	-2
建築工事業	132	173	-41	-23.7	3	3	
木造家屋等建築工事業	42	34	8	23.5		1	-1
その他の建設業	87	67	20	29.9			_
運輸業	407	471	-64	-13.6	4		4
鉄道等・道路旅客運送業	90	128	-38	-29.7	2		2
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	316	340	-24	-7.1	2		2
その他の運輸交通・港湾運送業	1	3	-2	-66.7	_	_	
農林·畜産·水産業	68	58	10	17.2	1	1	
林 業	25	19	6	31.6	1	_	1
商業	423	463	-40	-8.6	2	1	1
小 売 業	309	343	-34	-9.9	1	1	
金 融・広 告 業	19	26	-7	-26.9			
保健衛生業	968	3,241	-2,273	-70.1	1		1
社 会 福 祉 施 設	575	1,588	-1,013	-63.8			
接客娯楽業	232	233	-1	-0.4			
旅 館 業	57	46	11	23.9			
飲食店	138	145	-7	-4.8			
ゴ ル フ 場 の 事 業	17	19	-2	-10.5			
清掃・と畜業	173	158	15	9.5		2	-2
ビルメンテナンス業	107	82	25	30.5			
産業廃棄物処理業	23	28	-5	-17.9		1	-1
その他	212	258	-46	-17.8	1	1	
警 備 業	31	40	-9	-22.5			

資料:休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。 死亡者数は、死亡災害報告による。

3 - 2 **業種別 労働災害発生状況**(新型コロナウイルス感染 内数) 令和 5 年 (対前年比較)

					京都労働局
業種	コロナ区分	令和5年	令和4年	対前年増減	増減率%
	合 計	3,228	5,670	-2,442	-43.1
全 産 業	内コロナ	556	3,181	-2,625	-82.5
	コロナ除く	2,672	2,489	183	7.4
	合 計	459	465	-6	-1.3
製 造 業	内コロナ	4	48	-44	-91.7
	コロナ除く	455	417	38	9.1
	合 計	266	295	-29	-9.8
建 設 業	内コロナ	0	43	-43	-100.0
	コロナ除く	266	252	14	5.6
	合 計	407	471	-64	-13.6
運 輸 業	内コロナ	4	60	-56	-93.3
	コロナ除く	403	411	-8	-1.9
	合 計	316	340	-24	-7.1
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	内コロナ	0	8	-8	-100.0
	コロナ除く	316	332	-16	-4.8
	合 計	423	463	-40	-8.6
商業	内コロナ	10	92	-82	-89.1
	コロナ除く	413	371	42	11.3
	合 計	309	343	-34	-9.9
小 売 業	内コロナ	8	62	-54	-87.1
	コロナ除く	301	281	20	7.1
	合 計	968	3,241	-2,273	-70.1
保健衛生業	内コロナ	533	2,852	-2,319	-81.3
	コロナ除く	435	389	46	11.8
	合 計	575	1,588	-1,013	-63.8
社 会 福 祉 施 設	内コロナ	228	1,316	-1,088	-82.7
	コロナ除く	347	272	75	27.6
•	合 計	232	233	-1	-0.4
接客娯楽業	内コロナ	0	36	-36	-100.0
	コロナ除く	232	197	35	17.8
	合 計	138	145	-7	-4.8
飲食店	内コロナ	0	27	-27	-100.0
	コロナ除く	138	118	20	16.9
,	合 計	173	158	15	9.5
清掃・と畜業	内コロナ	1	4	-3	-75.0
_ 	コロナ除く	172	154	18	11.7
	合 計	300	344	-44	-12.8
その他の事業	内コロナ	4	46	-42	-91.3
	コロナ除く	296	298	-2	-0.7

資料:休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。

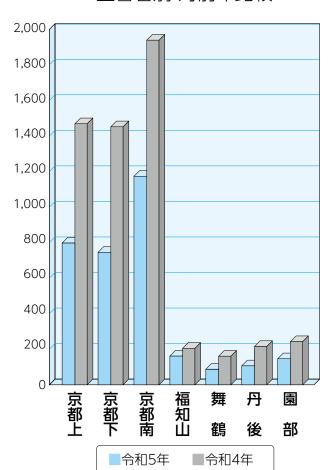
3-3 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

京都労働局

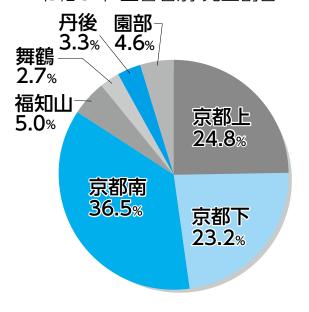
		年別			休 業 4	4 日 以	上	の死傷	影災 害		
			令	和5:	年	<u>수</u>	和4:	年	埠	調数・	率
署別			死傷災害	死亡 災害	構成比(%)	死傷災害	死亡 災害	構成比(%)	増減数	数	増減率(%)
京都	労	動局	3,228	17	100.0%	5,670	10	100.0%	-2,442	7	-43.1%
京	都	上	800	3	24.8%	1,468	1	25.9%	-668	2	-45.5%
京	都	下	748	2	23.2%	1,452	1	25.6%	-704	1	-48.5%
京	都	南	1,177	8	36.5%	1,939	5	34.2%	-762	3	-39.3%
福	知	Ш	162		5.0%	202		3.6%	-40		-19.8%
舞		鶴	87		2.7%	156		2.8%	-69		-44.2%
丹		後	107		3.3%	212	1	3.7%	-105 -1		-49.5%
園		部	147	4	4.6%	241	2	4.3%	-94 2		-39.0%

資料:休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。死亡災害数は死亡災害報告による。

監督署別 対前年比較



令和5年 監督署別 発生割合



3-4 令和5年 監督署別・業種別 労働災害発生状況

京都労働局

								都労働局
年別				4日以上				
業種	京都局	京都上	京都下	京都南	福知山	舞鶴	丹後	園 部
全産業	3,228	800	748	1,177	162	87	107	147
製造業	459	42	94	222	43	7	10	41
食料品製造業	156	14	16	96	14		1	15
繊維工業・繊維製品製造業	19	7	6	3	1		2	
木材・木製品・家具等製造業	21	4		7		2	1	7
パルプ・紙・印刷・製本業	47	8	16	19	1			3
	32		6	17	7	1		1
窯業土石製品製造業 鉄鋼・非鉄金属製造業	15 10	1	<u>4</u> 1	6	3	່	າ	1
	56		13	30	4	2	2	2 6
	31	5	8	15	3	 	<u></u>	<u>.</u>
電気機械器具製造業	25	2	13	3	5			2
輸送用機械等製造業	5			2	2			1
電 気・ガ ス・水 道 業	2		1	-		1		l
その他の製造業	40	1	10	22	2		2	3
鉱業	1			1				
建設業	266	62	72	78	14	8	16	16
土木工事業	47	13	6	17	2	4	3	2
建 築 工 事 業	132	45	31	33	7	2	10	4
木造家屋等建築工事業	42	25	5	6	2	1	3	
その他の建設業	87	4	35	28	5	2	3	10
運 輸 業	407	48	75	233	20	10	8	13
鉄道等・道路旅客運送業	90	27	27	20	2	1	5	8
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	316	21	48	213	17	9	3	5
その他の運輸交通・港湾運送業	1				1			
農林∙畜産∙水産業	68	23	5	18	2	2	8	10
林 業	25	7	1	3	2		2	10
商業	423	105	125	129	25	10	11	18
小 売 業	309	90	72	97	19	6	8	17
金 融・広 告 業	19	4	11	4				
保健衛生業	968	336	173	322	46	32	34	25
社 会 福 祉 施 設	575	193	93	191	34	14	26	24
接客娯楽業	232	72	74	59	3	4	11	9
旅館業	57	20	22	1	2	2	8	2
飲食店	138	43	50	37	1	2		2 5
ゴルフ場の事業	17	2		12			1	2
清掃・と畜業	173	61	58	39	2	7	2	4
ビルメンテナンス業	107	48	37	15	1	3	2	1
産業廃棄物処理業	23	1	5	13	1	1	_	2
そ の 他	212	47	61	72	7	7	7	11
警備業	31	7	10	10	1	1	1	1

資料:休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。

令和 5年 労働災害発生状況 業種別・事故の型別 ا 5

m

京都労働局

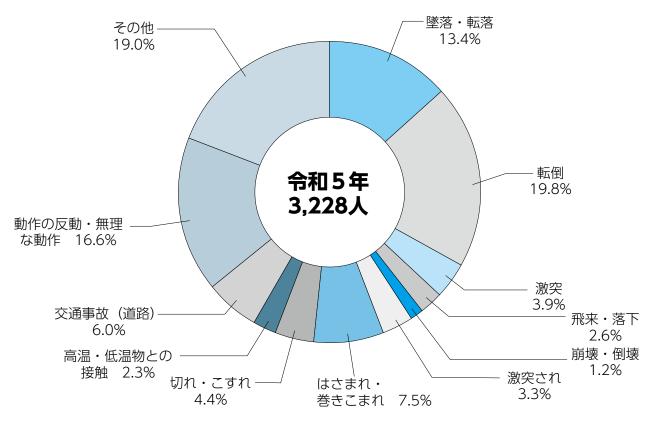
г					$\overline{}$:	;	;		-	:	:	;	:	;	Т	т —					<u> </u>		-	\neg	_	_		$\overline{}$:		$\overline{}$		_	_			\neg		\neg
1 _	76	□ # 6	十	226	4	0	0	0	0	0	<u></u>	0	_	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0	0	0	0	10	8	0	533	228	0	0	0		-	1		4	1 H
4			抽	3228	459	156	19	21	47	32	15	10	56	31	25	Ŋ	2	40	-	266	47	132	42	87	407	90	316	_	89	25	423	309	19	896	575	232	57	138	17	173	107	23	212	31
И	٧	e 	争	290	7	_					-		m	2						-				-	7	9	—		က	_	12	6		250	239	1		-		٣	2		9	公働老死恒库超
	* 理 副件 (236	79	30	9	_	∞	7	-	-	5	∞	7	-		4		32	5	15	7	12	86	56	72		2	3	74	51	3	166	130	59	6	15	2	76	_	9	24	2 ****
	そ X 诵			3																					7	7										1			_					6 2 2 1 2 1 1 1 1 1 1
) 멍	195	2			_	-		-			-				-		7	7	4	m	-	32	18	14				44	35	9	49	44	10	_	6		8	4	2	34	9
-	Κ		≋≾	1																					-		-																	海影·休業 ⁷
744	Ĭ		黙	1	-								-																															
뼢	——— 授		狱	1	-					-																																		
1di	Įį			2	-	_														-				-																				
	J 6			13	10	Ж	_		-	-		-	-		-			-		-	-										1	1				1		-						
	多 √) ⑥íi(75	16	11		2		-		_		_						2				2	2	-	4		,		12	11		9	2	25	1	23		2	_		9	~ ~
14	g ,	<u>it6</u>	¥																																									
松	日市	松	th)	3																-	<u></u>															2		7						
<u>E</u>		to.	れれ	143	39	13		_	-	2		-	7	М		7		m		20	ĸ	10	4	7	7	_	9		10	_	18	15		8	9	29	3	26		10	7	3	7	
	 0 化			241	6	33	വ	Ŋ	22	3	-	_	14	2	4			7		24	10	9	-	∞	35	4	30	_	က	2	29	20		7	9	13	3	7		17	10	2	16	2
듉	後 計	(t)	¥	105	19	3		_	-	2		-	4	Э				4		20	9	∞	4	9	22	2	20		9	3	6	5		10	∞	9	3	-		9	2		7	
18			壊壊	68	9	L					-	-	-		-			-		6	ĸ	r	2	3	6		6		2	2	8	3		7	2								ო	
投料			* 	83	29	7		<u></u>	Υ	2	2	—	Φ	2	_			2		16	ĸ	∞	4	5	2		Ŋ		9	3	6	9		2	2	8	3	4	.	٣		2	7	_
声	※		₽K	125	14	4	<u> </u>	7	-	-	-		2	_	_					10	-	4	2	5	76	Μ	23		9		13	8	2	19	15	11	2	Μ	2	15	10	_	0	_
₩	η		郵	640	88	38	4		5	∞	3		5	m	9	7	-	13		29	4	15	9	10	71	19	52		∞	2	130	109	7	124	66	68	17	35	10	54	46	2	61	12
極量	₩		拠	432	47	_	7					2					-	4		93				26			79		18			36	1	22							19		42	
€				業	洲	淵	製油業	:製造業	製木業			属製造業								継			⊞⊢	512	業	運送業	道路貨物運送·陸上貨物取扱業	弯運送業	揤	牃	業	卌	业		施設	業		四	#		スス業	団		卌
#			,	産			- 'P'	· IIIIk	· INC	100	≡K	(出	п□	oyo .	i aya	1	1	10	l			inili.	建築	##/	御	必 旅	·陸上貨	交通·港沙	ぎ・ 水産為				ご告	#	拉	獙		食	0	細:	ナナン	6		龍
	/	/			製	(金) 本 品	二 業・織	大機品	が、	孙	土石	共鋼·非鉄	調製	機械	機械	田機	Ĭ.	の	12	WITH WILE	K	ъV	测画	争		等·道區	貨物運送	りの運輸	農林・畜産		縆		• 瞄	保健衛		侞			1	蝶:	\times	胚		
	/		業	41	無別	餀	鎖	* *	18 J	力	 	鉄鋼	俳	- 選	圖		E INX	4	· (研	三	H	詍	K	3	剄	鉄原	道路€	7 4 0 1	田田	*		7	414		女		茶	颌			ラ			刻 II
_								_				_			_				_		_	_	_		_			_	_	_	_	_	_			_	_		_			_		_

- 6 令和 5 年 労働災害発生状況 業種別・起因物別

京都労働局 266 47 132 42 87 87 407 90 316 68 25 423 309 19 968 575 232 57 57 138 17 **73** 資料:休業4日以上の死傷者数は、労働者死傷病報告による。 類 \leftarrow 尔 7 5 9 78 13 **59** 起因物な 6 쇱 6 4 < 4 <u>0</u> **543** 235 吅 桑 \mathbb{K} **6** ⊘ 9 S 4 / 15 ი 4 2 4 賦 潭 栅 _ ~ ~ 33 4 2 19 വിവ **~** 9 4 0 జ္က 37 30.8 亱 σ 7 9 ~ ဣ 4 4 0 9 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 盂 ・対対 5 4 83 \subseteq $\stackrel{\bigstar}{\Rightarrow}$ 菜 鳌 危険物· 有害物等 仮設物·建築物· 200 9 92 85 25 28 28 28 27 **141 27 86** 26 44 쌞 物 簿 3 7.0.0.0. 2 **17** 92 **6** 77 21 33.34 8 48 その他の 9 **⊙** ∞ 4 9 ω \sim ന 装置・設備 49 19 \sim 29 7 3 2 2 26 25 2 33 73 32 7337 3 2 6 25 人力機械 o | ر <u>5</u> 4 38 39 **2** 88 8 その他の装置 Н 具等 **ო** ო 電気設備 **~** ~ 炉・窯 m 溶接装置 化学設備 压力容器 **69** 70 0 **⊘** 4 4 10 53 2 42 $\stackrel{\leftarrow}{\sim}$ 市 物上げ装置·運搬機 36 **4** 88 **52** 46 ω ν **₹** ८ # 極 34 7 4 L 00 20 4 8 動力運搬機 動 2 9 グレーン等 4 - 4 9 စ **=** 0 4 4 φ. 20 20 8 107 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 盂 車両系木材 长出熱族等 一般動力 28 28 9 7 蒸 金属加工用 33 16 動力機械 藜 建設機械等 木材加工用 2 W 4 2 K 2 12 鰲 其 動力伝導 癜 邑 動 藜 黎 鉄 道 等·道 路 旅 客 運 送 業 道路貨物運送·陸上貨物取扱業 その他の運輸交通·港湾運送業 業業業業業業業業業業 渊 翭 訟 業 但 業 洲 造造本 卌 造造造造造 ス重 \mathbb{K} 訟 器 二 \blacksquare 製製製水製 絽 戰 製製 業ン処 **₩**₩ ₩ : # : 牃 卌 田 牃 品幣 띭 蝕 製具刷工品属製具具等 6 驲 十二 靊 生社 ※ 産・水) 維家印 e æ 製金品器器械スの n 乜 エエ store の 完 館食場 揤 龝 舾 娯 脒 愐 豳 \mathcal{Y} \oplus 世 网 唯 🗸 洲 畾 熈 ₭ 築 保会存 垇 業 縮 般 気 送 気 の **鉱 建** 6 金製 缃 清ル業を 刪 囮 뻳 土建 ≉ =¥ 旅飲ゴ ど産 牃

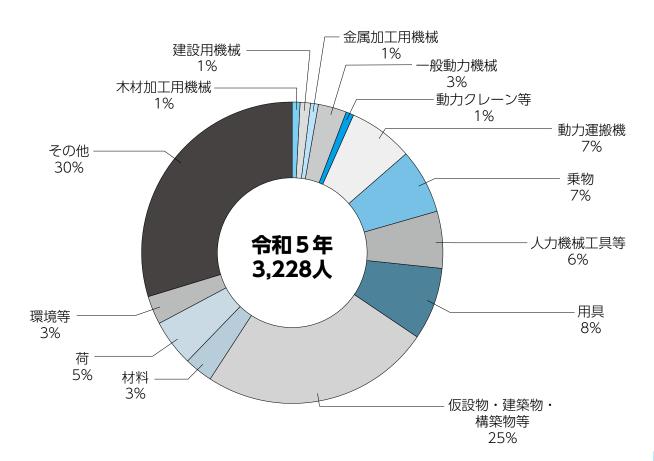
3-7 令和5年 労働災害発生状況 事故の型別

(全産業 3,228 人)



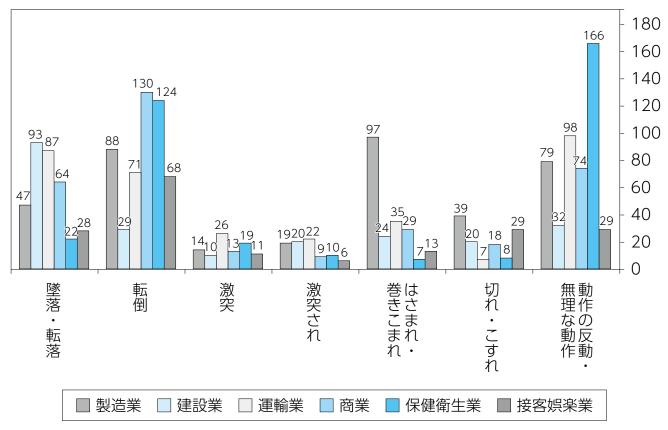
3-8 令和5年 労働災害発生状況 起因物別

(全産業 3,228 人)



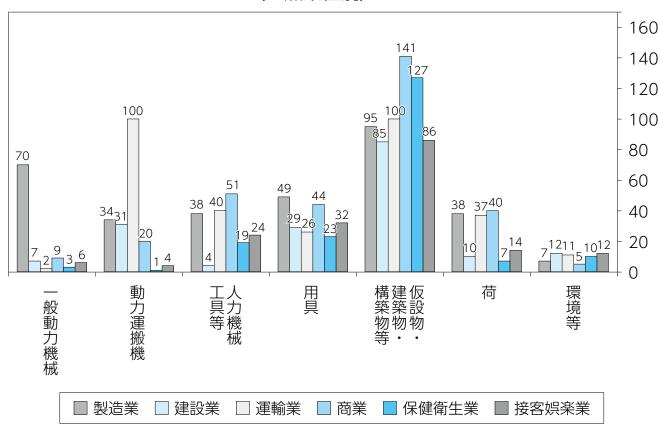
3-9 令和5年 労働災害発生状況 事故の型別

(重点業種別)



3-10 令和5年 労働災害発生状況 起因物別

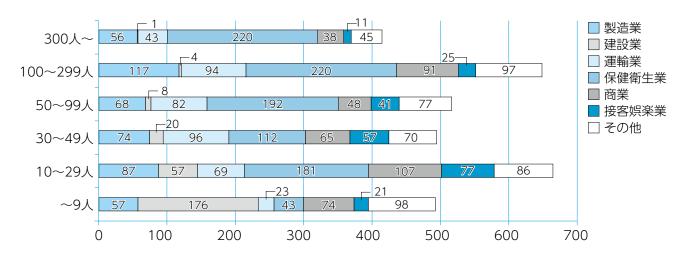
(重点業種別)



3-11 令和5年 労働災害発生状況 事業場規模別

(重点業種別) 京都労働局

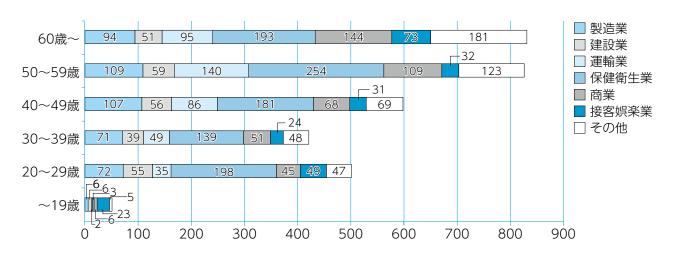
	~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人~	計
製 造 業	57	87	74	68	117	56	459
建設業	176	57	20	8	4	1	266
運輸業	23	69	96	82	94	43	407
保健衛生業	43	181	112	192	220	220	968
商業	74	107	65	48	91	38	423
接客娯楽業	21	77	57	41	25	11	232
その他	98	86	70	77	97	45	473
計	492	664	494	516	648	414	3,228
割合	15.24%	20.57%	15.30%	15.99%	20.07%	12.83%	100.00%



3-12 令和5年 労働災害発生状況 年齢別

(重点業種別) 京都労働局

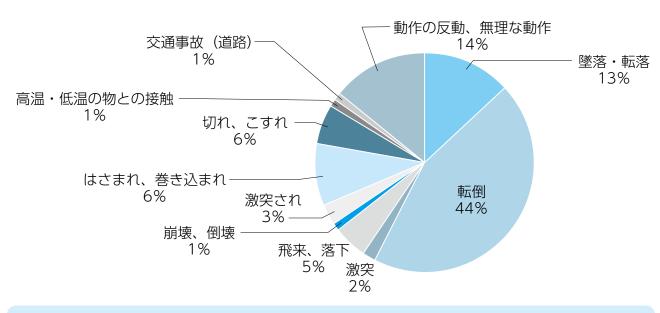
	~ 19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳~	計
製造業	6	72	71	107	109	94	459
建設業	6	55	39	56	59	51	266
運輸業	2	35	49	86	140	95	407
保健衛生業	3	198	139	181	254	193	968
商業	6	45	51	68	109	144	423
接客娯楽業	23	49	24	31	32	73	232
その他	5	47	48	69	123	181	473
計	51	501	421	598	826	831	3,228
割合	割 合 1.58%		13.04%	18.53%	25.59%	25.74%	100.00%



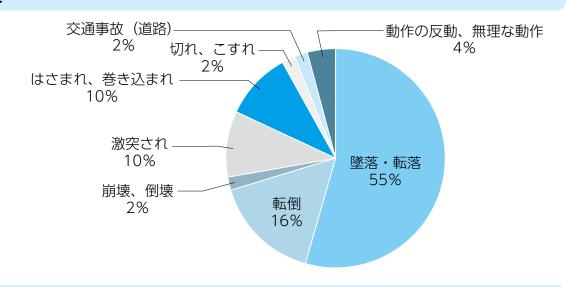
3-13 **高年齢労働者の労働災害発生状況** (令和 5 年)

60歳以上の労働者・業種別・事故の型別(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

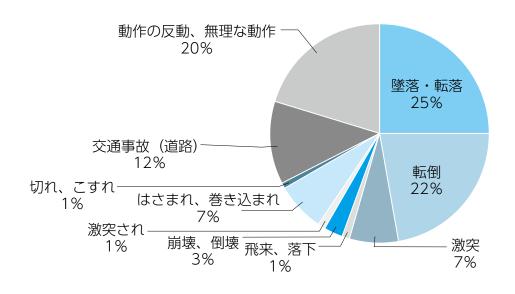
製造業



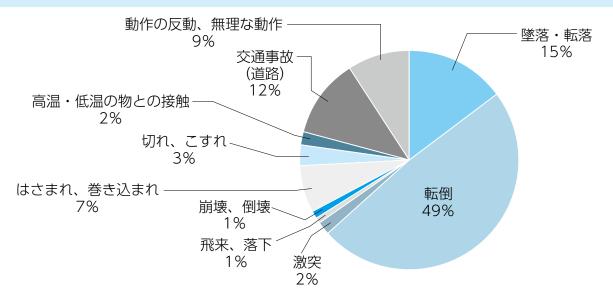
建設業



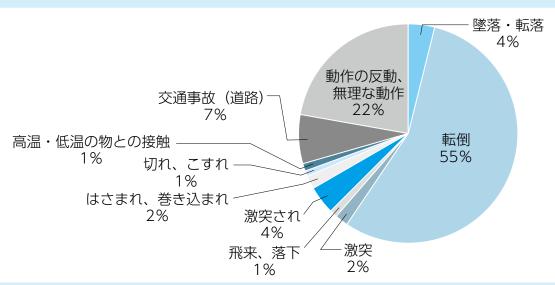
運輸業



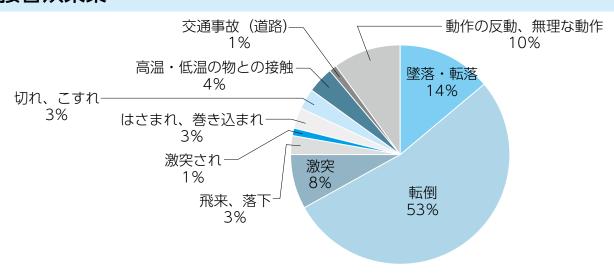
商業



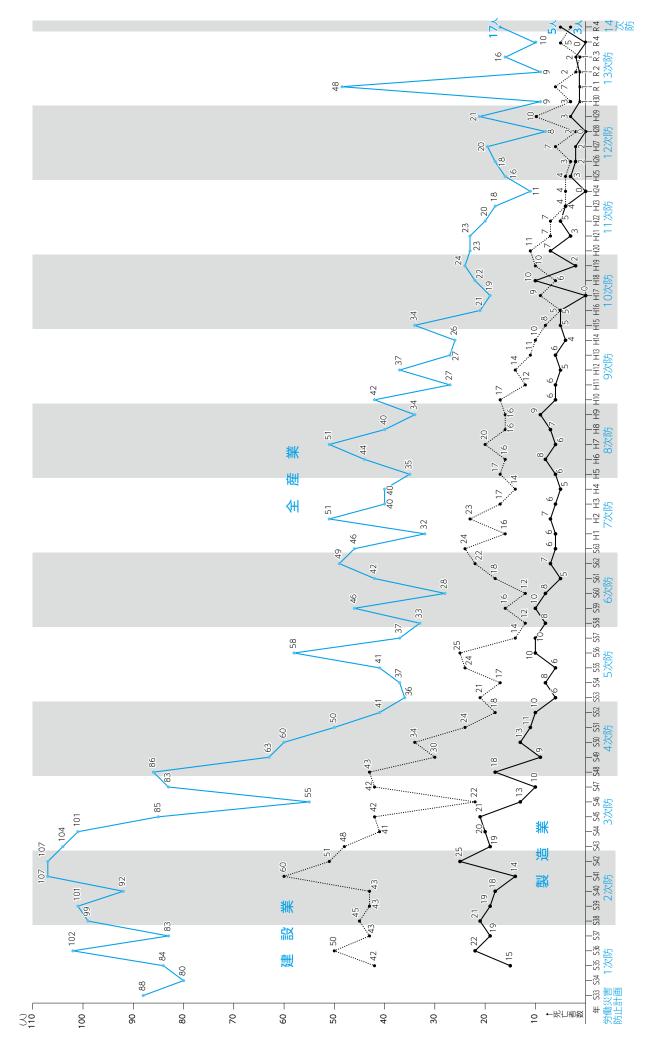
保健衛生業



接客娯楽業



1次防から過去66年(昭和33年~令和5年) 死亡災害の推移



5 令和5年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

京都労働局

1. 業種別発生状況

			5年	4年	増 減
全	産	業	17	10	7
製	造	業	5		5
鉱		業			
建	設	業	3	5	-2
運	輸	業	4		4
農林・	畜 産・水	産業	1	1	
商		業	2	1	1
そ	の	他	2	3	-1

業種別発生状況のうち、建設業の内訳

					5年	4年	増減
建	設	業	総	計	3	5	-2
土	木	I	事	業		2	-2
建	築	I	事	業	3	3	
	木造	家屋等	建築工	事業		1	-1
そ	の他	の	建設	業			

3. 起因物別労働災害発生状況

		5年	4年	増減
起 因	物総計	17	10	7
	原 動 機			
	動力伝導機構			
 動力機械	木材加工用機械			
まカノコ1/X/1/X	建設機械等		2	-2
	金属加工用機械			
	一般動力機械	1	2	-1
物上げ	動力クレーン等	1		1
装置運	動力運搬機	1		1
搬機械	乗物	3		3
	化 学 設 備			
	溶接装置			
その他の	電気設備			
装置等	人力機械工具等			
	用具	1		1
	その他の装置・設備			
仮設物・	建築物・構築物等	3	5	-2
物質・	危険物・有害物等			
材料	材料			
	荷			
環	境 等	4	1	3
	その他の起因物			
その他	起因物なし	3		3
	分 類 不 能			

2. 事故の型別労働災害発生状況

	5年	4年	増減
事故の型別総計	17	10	7
墜 落・ 転 落	5	6	-1
転倒			
激突			
飛来・落下	1		1
崩壊・倒壊	2		2
激突され		1	-1
はさまれ・巻き込まれ	1	2	-1
切れ・こすれ			
踏み抜き			
お ぼ れ			
高温・低温の物との接触	1		1
有害物等との接触			
感電			
爆発			
破裂			
火 災			
交通事故(道路)	1	1	
交通事故(その他)	2		2
動作の反動、無理な動作			
そ の 他	4		4
分 類 不 能			

4. 年齢別労働災害発生状況

	5年	4年	増減
全 年 齢	17	10	7
19歳以下	1		1
20 歳以上 29 歳以下	2	1	1
30 歳以上 39 歳以下	2		2
40 歳以上 49 歳以下	7	1	6
50 歳以上 59 歳以下	1	3	-2
60歳以上	4	5	-1

5. 監督署別労働災害発生状況

				5年	4年	増減
京	都労	動	局	17	10	7
京	都	上	署	3	1	2
京	都	下	署	2	1	1
京	都	南	署	8	5	3
福	知	Ш	署			
舞	鹤		署			
丹	後	<u></u>	署		1	-1
園	音	ß	署	4	2	2

資料:死亡災害報告

6 令和5年 死亡災害一覧

京都労働局 令和6年3月未確定

	/// 📥 🗗 // /				++/// + /// /	一
No.	災害発生 月 時	業種	事故の型	起因物	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	1月 9時	保健衛生業 (病院)	その他	その他(起因物なし)	男30代 300人以上	業務に起因して心疾患を発症し、心停止 した。
2	1月 9時	運輸業(陸上貨物取扱業)	その他	その他 (起因物なし)	男40代 10 ~ 49人	業務に起因して精神障害を発病し、飛び 降り自殺した。
3	2月 16時	林業(木材伐出業)	崩壊、倒壊	環境等(立木等)	男40代 1~9人	山林内で伐採作業中、枯損木(根本直径 57㎝)が根起きして倒れ下敷きになっ た。
4	3月 15時	製造業 (その他の金属製 品製造業)	飛来、落下	動力クレーン等 (クレーン)	男10代 1~9人	鉄骨加工工場内において、溶接加工中のH鋼 (H700×W300×L9320mm、重量1.69t) を天井 クレーン (定格荷重2.8t) で吊り上げ作業中、H鋼 が土台から落下し、地面との間にはさまれた。
5.6	3月 11時	運輸業(水運業)	交通事故 (その他)	乗物 (その他の乗物)	男40代1名 男50代1名 100~299人	観光用舟(長さ12.2m、最大幅2.3m、 船頭4名、乗客25名乗船)を操船中、座 礁、転覆した(船頭2名が死亡)。
7	4月 5時	製造業 (その他の金属製 品製造業)	その他	その他 (起因物なし)	男40代 10~49人	長時間労働により自宅で死亡した。
8	6月 11時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	崩壊、倒壊	環境等(地山、岩石)	男40代 1~9人	立体駐車場の新設工事現場において、地山 を掘削(約1.8m)し、塩ビ管(直径約25cm) の撤去作業中、土砂等が崩壊し埋まった。
9	8月 6時	製造業 (飲料 (酒類を除 く) 製造業)	はさまれ、 巻き込まれ	一般動力機械 (その他の一般動 力機械)	男30代 100~299人	工場内で、異常停止した自動搬送機の確認 に向かった作業員が、リフトで持ち上げら れたパレットとコンベアの間にはさまれた。
10	8月 15時	運輸業 (一般貨物自動車 運送業)	墜落、転落	動力運搬機(トラック)	男60代 10~49人	取引先において、荷積み(建機部品)作業中、落下した荷の下敷きになった状態で発見された。
11	8月 9時	製造業 (機械 (精密機械を 除く) 器具製造業)	高温・低温の 物との接触	環境等(高温・低温環境)	男40代 100~299人	出張先の宿泊ホテルから取引先に徒歩で 移動中、熱中症となった。
12	9月 9時	建設業 (その他の建築工 事業)	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物 (建築物、構築物)	男70代 1~9人	木造家屋の解体工事現場において、庇(高さ2.88m)の上で畳を搬出作業中、墜落した。
13	9月 10時	製造業 (その他の食料品 製造業)	その他	環境等 (その他の環境等)	女40代 1~9人	茶園で肥料散布中、蜂に刺され、アナフィ ラキシーショックで心停止した。
14	9月 15時	商業(新聞販売業)	交通事故 (道路)	乗物 (乗用車、バス、 バイク)	男60代 1~9人	原動機付自転車で夕刊配達中、交差点で 自動車と衝突した。
15	9月 10時	商業 (その他の卸売業)	墜落、転落	用具 (はしご等)	男80代 1~9人	工場内で、脚立に登り、天井クレーン(定格 荷重2.8 t)で、ろ過装置(高さ3.8m、重量 約1.6 t)を吊り上げ作業中、墜落した。
16	11月 10時	その他 (その他の事業そ の他)	墜落、転落	仮設物、建築 物、構築物 (屋根はり、もや、けた、合掌)	男20代 10~49人	建物屋上において、顧客の動画撮影中、 後ずさりして転落した。
17	11月 14時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物 (足場)	男20代 1~9人	13階建新築マンション建設工事現場の 足場解体作業中、足場の15層目 (高さ約 27m) から墜落した。

全産業 17 【製造業5 鉱 業0 建設業3 運輸業4 林 業1 商 業2 その他2】

7 令和5年 定期健康診断実施状況 (業種別)

京都労働局

							京都労働局
		区分	健診実施	受診者数		所見のあった者	
業種			事業場数	又砂白奴	人数	有所見率(%)	全国有所見率(%)
全	産	業	2,522	264,277	161,610	61.15	58.94
製	造	業	652	77,386	46,667	60.30	57.82
食	品	見 造	115	14,238	8,043	56.49	59.00
繊	維コ	ロー 業	13	834	479	57.43	58.09
衣	服・	繊維	2	169	130	76.92	60.49
木		木 製	4	355	237	66.76	63.22
家		装 備	1	74	56	75.68	61.12
/۱°		プ等	13	1,059	611	57.70	63.56
ED		製 本 C 業	37	3,700	2,236	60.43	60.24
化	学]	[業	73	7,222	4,141	57.34	56.30
窯		土石	21 5	2,244	1,572	70.05	61.81
鉄		業	5	202	133	65.84	54.10
非			9	663	464	69.98	57.97
金	属象		58 103	4,220	2,681	63.53	60.63
電電	<u>般</u>		102 101	13,998 17,032	8,537 10,415	60.99 61.15	58.13 57.67
			24	17,032 5,563	3,009	54.09	52.89
輸電		ヌーロー ガース	24 14	1,910	1,561	81.73	69.47
			60	3,903	2,362	60.52	61.12
鉱	<u> </u>	· 業	<u></u>	<u>5,563</u>	42	82.35	69.91
	=/∪		40				
建	設	業	40	3,022	1,881	62.24	64.75
土	木 」		9 19	661 1,417	467 842	70.65 59.42	70.20 62.32
建他	築 の 建		19	944	572	60.59	64.46
		通業	224	16,817	11,300	67.19	65.32
注	的 久。 道	四本 等	35	2,890	1,427	49.38	47.23
道				6,716	5,082	75.67	74.15
道	路 貸		113	7,139	4,759	66.66	66.59
他	の 追		2	72	32	44.44	66.94
	物取扩	及業	30	2,131	1,325	62.18	62.26
陸	上質	り 物	29	2,058	1,264	61.42	61.71
港			1	73	61	83.56	64.97
農	<u>林</u>	業	0	0	0	0.00	68.33
畜產	産・水 i	産業					61.23
商		業	404	31,787	20,256	63.72	61.06
金融	独・広台	告業	59	10,243	6,125	59.80	57.59
映画	画・演り	劇業	5	140	79	56.43	55.66
通		業	30	4,362	2,651	60.77	59.39
	う・研!		149	23,963	14,541	60.68	57.92
	建衛生		462	51,541	29,923	58.06	55.36
	客 娯 🧗		147	5,807	3,294	56.72	58.52
清掃		畜業	69	5,261	3,964	75.35	70.18
官出	<u>公</u>	署	2 2 2 4 9	184	108	58.70	58.43
他	の事	業	248	31,582	19,454	61.60	58.90

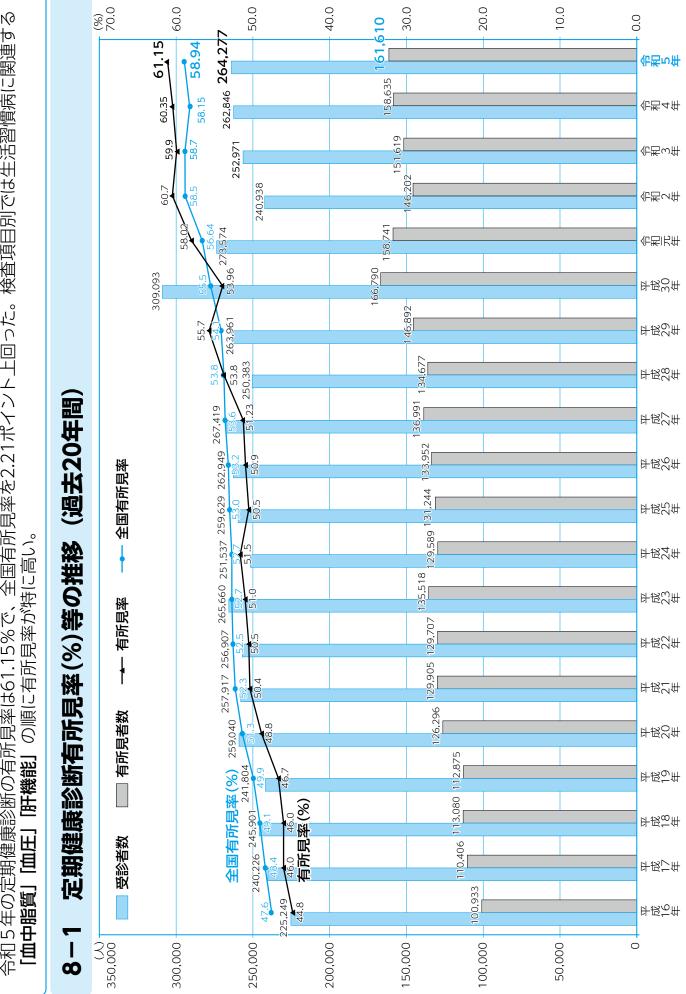
資料:定期健康診断結果報告

- (注) 1 「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。
 - 2 「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数である。
 - 3 「有所見率」は、所見のあった人数(他覚所見のみを除く)を受診者で割った値である。
 - 4 この表に掲載の数値はすべて未確定値である(以下、項目10(24ページ)まで同様)。

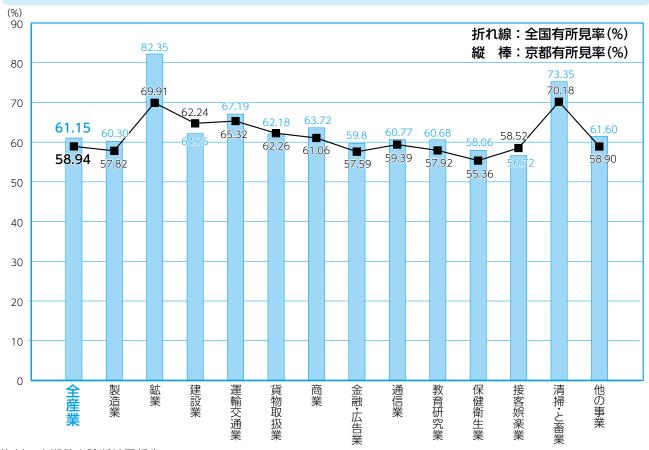
定期健康診断の実施状況

 ∞

6 令和5年の定期健康診断の有所見率は61.15%で、全国有所見率を2.21ポイント上回った。検査項目別では生活習慣病に関連す

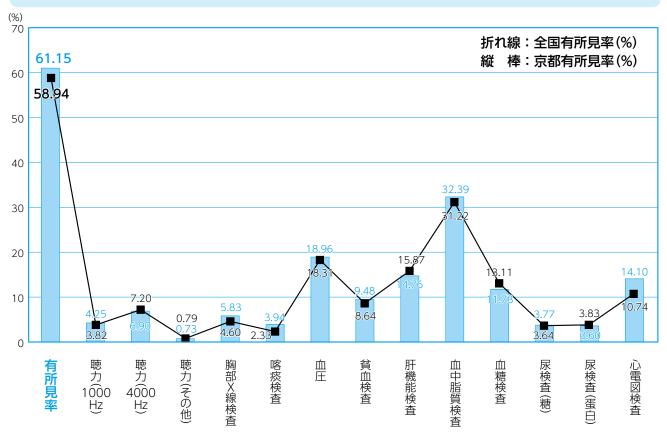


8-2 定期健康診断 業種別 有所見率(%)(令和5年)



資料:定期健康診断結果報告

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率(%)(令和5年 全産業)



資料:定期健康診断結果報告

9 令和5年 特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

					京都労働局
区分	健診実施	W=V77 HT +/ AT	所見のる	あった者	所見のあった者
対象業務	事業場数	受診労働者数	人数	有所見率(%)	有所見率 (全国)
特殊健康診断合計	2,238	49,963	2,134	4.27	3.47
有機溶剂	870	15,637	629	4.02	3.20
<u>有 饭 / </u>	104	2,175	60	2.76	1.54
	0	2,175	0		5.08
	•			0.00	
電離放射線	331	9,761	1,240	12.70	10.55
除染電離放射線	11	4	2	50.00	10.92
高気圧	4	50	19	38.00	7.01
特 定 化 学 物 質	853	21,455	183	0.85	1.53
塩素化ビフェニル	6	72	0	0.00	0.47
ジアニシジン	3	4	0	0.00	2.79
ベリリウム	12	100	0	0.00	1.17
アクリルアミド	28	140	1	0.71	0.83
アクリロニトリル	7	51	0	0.00	1.03
アルキル水銀化合物	3	4	0	0.00	0.00
エチレンイミン	2	14	0	0.00	0.34
塩化ビニル	4	5	0	0.00	2.54
塩素	23	414	1	0.24	0.44
カドミウム	11	104	1	0.96	2.76
クロム酸	67	629	14	2.23	0.99
クロロメチルメチルエーテル	1	1	0	0.00	1.41
五酸化バナジウム	3	106	0	0.00	3.38
コールタール	10	261	0	0.00	0.35
シアン化カリウム	20	312	2	0.64	0.79
シアン化水素	9	122	1	0.82	0.33
シアン化ナトリウム	18	213	2	0.94	1.14
3・3'ージクロロー4・4'ージアミノジフェニルメタン	12	154	3	1.95	3.16
臭化メチル	3	42	0	0.00	0.56
重クロム酸	31	313	1	0.32	1.71
水銀	24	105	0	0.00	1.94
トリレンジイソシアネート	13	129	0	0.00	0.75
ニッケルカルボニル	1	1	0	0.00	0.65
パラージメチルアミノアゾベンゼン	2	3	0	0.00	0.66
パラーニトロクロルベンゼン	1	1	0	0.00	9.24
弗化水素	64	1,143	0	0.00	0.48
ベンゼン	41	221	6	2.71	1.84
ペンタクロルフェノール	2	95	0	0.00	2.02
マンガン	80	1,194	10	0.84	0.79
沃化メチル	7	19	0	0.00	0.72
硫化水素	16	119	0	0.00	0.50
硫酸ジメチル	5	22	0	0.00	1.71
ニッケル化合物	60	1,275	0	0.00	0.42
	27	347	3	0.86	0.92
酸化プロピレン	6	50	0	0.00	0.42
インジウム及びその化合物	48	476	5	1.05	0.71
エチルベンゼン	305	2,136	5	0.23	0.74
コバルト及びその無機化合物	97	1,840	12	0.65	0.44
1・2-ジクロロプロパン	1	3	0	0.00	5.18
クロロホルム	98	1,227	28	2.28	4.61
四塩化炭素	12	91	0	0.00	4.03
1・4-ジオキサン	36	199	2	1.01	5.22
1・2-ジクロロエタン	23	115	9	7.83	4.42
ジクロロメタン	128	1,465	40	2.73	5.98
スチレン	110	661	25	3.78	8.40
1・1・2・2 - テトラクロロエタン	5	31	0	0.00	3.68
テトラクロロエチレン	21	61	1	1.64	6.99
トリクロロエチレン	26	108	0	0.00	6.81
メチルイソブチルケトン	160	1,321	6	0.45	0.89
ナフタレン	40	246	0	0.00	1.47
リフラクトリーセラミックファイバー	35	742	1	0.13	0.87
オルトートルイジン	3	12	0	0.00	2.24
三酸化二アンチモン	23	185	0	0.00	0.42
溶接ヒューム	326	2,751	4	0.15	0.78
石綿(アスベスト)	75	881	1	0.11	1.04
	,,	001	ı		1.U4

資料: 各特殊健康診断結果報告

(注)特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 令和5年 指導勧奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分			所見のも	あった者	京都労働局 所見のあった者
対象業務	事業場数	受診労働者数	人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勧奨特殊健診 合計	400	19,293	1,903	9.86%	10.92%
紫外線・赤外線	39	1,038	2	0.19%	2.84%
騒音作業	150	5,585	860	15.40%	15.24%
有機りん剤	1	2	0	0.00%	1.56%
脂肪族の塩化又は 臭化化合物	2	8	0	0.00%	10.46%
よう素	2	12	0	0.00%	0.78%
メチレンジフェニル イソシアネート	5	64	0	0.00%	1.22%
都市ガス配管工事	1	76	0	0.00%	1.44%
チェーンソー	4	35	9	25.71%	14.13%
チェーンソー以外(振動)	13	644	19	2.95%	6.42%
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	167	7,559	841	11.13%	19.96%
金銭登録	1	2	0	0.00%	7.76%
引金付工具(頸肩腕)	10	383	19	4.96%	2.77%
VDT作業	41	2,767	150	5.42%	9.05%
レーザー機器	51	1,118	3	0.27%	4.67%

資料:指導勧奨による健康診断結果報告

⁽注) 指導勧奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。京都局で報告のなかった健診の種類は割愛してあります。

11 京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

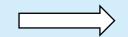
~ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて ~

計画期間: 2023年度~2027年度(令和5年度から令和9年度)までの5か年

計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる(コロナ等を除く)。

13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上の死傷者数を減少させる(令和4年確定値コロナ等を除く)。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

アウトプット指標

アウトカム指標

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策として複数の事項に取り組む事業場の割合を 2027年までに70%以上とする。
- ・正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 (再掲)
- 増加が認められる転倒災害の死傷者数 を2022年と比較して、2027年までに増 加に歯止めをかける。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに減少させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を複数行う事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷者 数を2022年と比較して、2027年までに 増加に歯止めをかける。
- (ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・外国人労働者の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めを かける。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- 陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年 と比較して、2027年までに5%以上減 少させる。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・建設業の死亡者数を2022年と比較して、2027年までに15%以上減少させる。
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%とする。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年 と比較して、2027年までに5%以上減 少させる。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・林業における死傷者数を2022年と比較 して、2027年までに15%以上減少させ る。

アウトプット指標

アウトカム指標

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ストレスチェックの実施及び集団分析結果の活用等、メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック制度の適切な実施の促進を図る。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで 強い不安、悩み、ストレスがあるとす る労働者の割合を2027年までに50%未 満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・ SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が 把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交 付を行っている事業場の割合を2025年(令和7年)までにそれぞれ80%以上とする。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年(令和9年)までに80%以上とする。
- ・化学物質の性状に関連の強い労働災害 (有害物等との接触、爆発、火災によ るもの)の件数を13次防期間内と本推 進計画期間内を比較して5%以上減少 させる。

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2022年と比較して2027年までに増加させる。
- ・熱中症による死傷者数を13次防期間内 と本推進計画期間内を比較して、減少 させる。

※「アウトプット指標」とは … 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標

※「アウトカム指標」とは … 達成目標

8つの重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための ① 意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の 労働災害防止対策の推進

- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 。 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

。 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

。 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

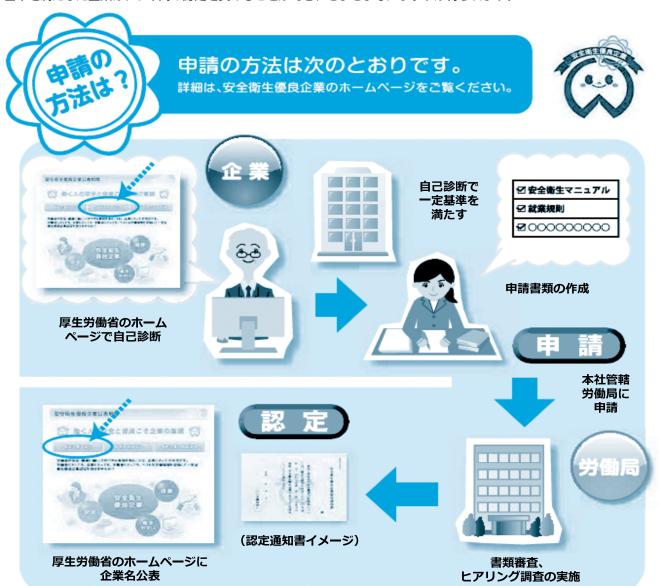


12 安全衛生優良企業公表制度のあらまし

安全衛生優良企業とは?

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。 基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



申請 Q&A

- Q どんな企業が申請できるのですか?
- A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。
- Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか?
- A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。
- Q 認定期間は何年ですか?
- A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。

- **Q** 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか?
- A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていなければ項目を満たしていない、というものではありません。
- Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合に は、どうすればよいですか?
- A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

\職場の安全を応援する情報発信サイト/

職場のあんぜんサイト

詳細は、**厚生労働省「職場のあんぜんサイト」**内の 「安全衛生優良企業公表制度」のページをご覧ください。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

13 SAFE コンソーシアム・SAFEアワードのご案内

「SAFEコンソーシアム」は、労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現のため、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めることを目的としており、その中で、労働災害防止に向けた取組を実施している企業や団体等の優良な取組事例を、毎年表彰しています(「SAFEアワード」)。ぜひ「SAFEコンソーシアム」への加盟及び「SAFEアワード」へのご応募をいただきますよう、お願いいたします。

※ 「SAFEアワード」は、 「SAFEコンソーシアム」加盟者であれば、業種問わず応募が可能です。

コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのブライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。



加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による 労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切な サービスの利用による企業等内での労働安全衛生 水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業や サービスのマッチング

取組

- 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、 コンソーシアムの活動の発信)
- 図 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信 (SAFEアワード)
- 図 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、 コンソーシアム事務局主催イベント等による マッチングによる新たな取組の創出
- ☑ 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議・ 周知啓発(シンボジウム)

SAFE コンソーシアムポータルサイト

https://safeconsortium.mhlw.go.jp/



← 加盟はこちらから

https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium



SAFE コンソーシアム X @safe_mhlw https://tv

https://twitter.com/safe_mhlw -

SAFEアワードについて (以下は令和5年度の内容です)

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状・盾をお送りしてします。 ※複数部門に応募可能です。

部門賞
転倒災害防止に向けて
しているソフト(体操等

腰痛予防 部門賞

腰痛予防に向けて 実施している 取組に関するもの

安全な職場づくり 部門賞

転倒災害防止、腰痛予防 以外について 実施している取組や、 それ以外にも活用できる 取組に関するもの

エイジフレンドリー 部門賞

特に高年齢労働者の 労働災害防止に向けて 実施している取組に 関するもの (転倒災害防止、腰痛予防に 関する取組を含む)

企業等間連携 部門賞

企業間や自治体等と連携し、 労働災害防止に向けて 実施している取組に 関するもの (転倒災害防止、腰痛予防に

関する取組を含む)

労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷) 14 を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策



何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒(27%)

>転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★) 回路







作業場・通路に放置された物につまずいて転倒(16%)

▶バックヤード等も含めた**整理、整頓(**物を置く場所の指定)**の徹底**





通路等の凹凸につまずいて転倒(10%)

▶ 敷地内(特に従業員用通路)の

凹凸、

陥没穴等(ごくわずかなものでも 危険)を確認し、解消



作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒(8%)

≻適切な通路の設定

▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」





作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒(8%)

▶設備、什器等の角の「見える化」







作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒(7%)

※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い

▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、 労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒(25%)

▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する(★)





作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒(19%)

▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。



(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

水場(食品加工場等)で滑って転倒(16%)

▶滑りにくい履き物の使用(労働安全衛生規則第558条)

>防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工(★)

▶隣接エリアまで濡れないよう処置





雨で濡れた通路等で滑って転倒(15%)

▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



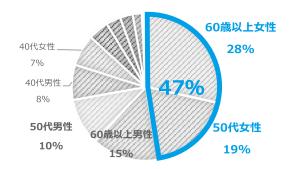


(★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は 「エイジフレンドリー補助金」(補助率 1 / 2 、上限100万円) を利用できます

転倒災害の発生状況(休業4日以上、令和3年)



性別・年齢別内訳



転倒による怪我の態様

- 骨折(約70%)
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数(※労働者死傷

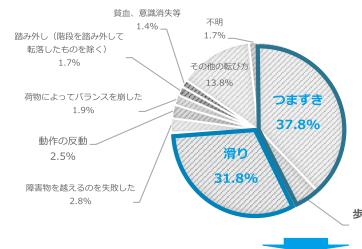
病報告による休業見込日数)

転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは 移動のときだけではありません

転倒時の類型



<その他の転び方>

- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・ 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバラン スを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

歩行中バランス崩し・もつれ 4.7%

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
 - →「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します →対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診 | を受診させましょう







ロコチェック

- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
 - →「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい 箇所は? | (内閣府ウェブサイト)



内閣府ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

15 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要(エイジフレンドリーガイドライン)

厚生労働省では、令和 2 年 3 月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」) を策定しました。

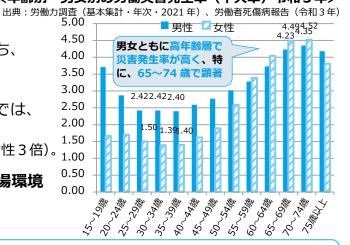
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率)令和3年>

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、 60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。 (令和3年は25.7%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、2.50 男女ともに若年層に比べ、高年齢層で高い。2.00 1.50 (30 歳前後の最小値と比べ 65~74 歳では男性 2 倍、女性 3 倍)。1.00

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境 づくり等が重要



求められる取組

事業者 高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援 も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。

労働者 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、自らの**健康づくりに積極的に取り組むよう努める**。

事業者に求められる取組

(1~5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や 体力の状況を客観的に把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、 安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用





エイジフレンドリー補助金

エイジフレンドリー補助金は、高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策やコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して補助を行うものです。

令和6年度も予定していますので、ぜひご活用ください。

- ※ この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を 決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。
- ※ 補助の具体的な条件、応募手続き等の**詳細は、厚生労働省ホームページをご** 確認ください。



高年齢労働者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、 高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で現場確認とヒアリングを行い、 事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。





結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえたアドバイスを行います。

- ◆ 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- ◆ 現場巡視における目の付け所のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- 中央労働災害防止協会
- · 建設業労働災害防止協会
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 林業・木材製造業労働災害防止協会
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課

技術管理部指導課

03-3453-0464

(建設業関係) (陸上貨物運送事業関係)

技術管理部

03-3455-3857 (陸上 03-3452-4981 (林業

03-3452-6366 (製造業等関係)

教育支援課 03-3452-4981 技術管理部 03-3452-7201 (林業・木材製造業関係) (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働 衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話: 03-3453-7935 ホームページ: https://www.jashcon.or.jp/contents/

有料

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は 厚生労働省ホームページに掲載しています



16 外国人向け安全衛生教材を 労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

- 厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働 者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材 (マンガ・動画教材)を作成しています。

- ▶教材はこちらから https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html
- ▶動画教材(YouTube)のチャンネル登録はこちらから https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo









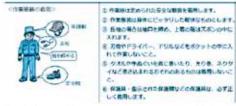
例) 転倒防止の注意:14言語対応(画像は、日本語・英語・ベトナム語)

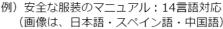
未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身についていません。労働災害を 防止するには、雇い入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全 衛生教育に役立つよう、業種別(製造業、陸上貨物運送事業、商業など)の教材を作成しています。



▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html









技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng















例)講習用パワーポイント(フォークリフト運転):14言語対応 (画像は、日本語・英語・ベトナム語)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.9)

17

「治療と他事の両立支援」を進めるための4つのポイント

基本方針や具体的な 対応方法などルール を作成。全ての労働者 に周知し、治療と仕事 が両立しやすい職場 環境を作りましょう。

労働者、管理職に対して 研修などを行い、意識 啓発を図りましょう。

両立支援は職場に復 帰したい人の申出から 始まります。安心して 相談・申出が行えるよ うな相談窓口を明確に して周知しましょう。

治療に配慮するため、 休暇制度や勤務制度 などを実情に応じて 検討や整備をしていき ましょう。



ご活用ください
治療と仕事の両立支援を進めるための指針

事業場における治療と仕事の 両立支援のためのガイドライン



それまで健康だった人が病気にかかり治療が必要になると、 以前のように働けなくなるケースが出てきます。治療しながら働 きたい人にとっては、治療と仕事の両立は大きな問題です。

一方で、事業場において治療と仕事の両立を図るための取組み が行われることで、継続的な人材確保、働く人の安心感やモチ ベーションの向上による人材の定着・生産性の向上などにつなが りますが、治療と仕事の両立支援の取組状況は事業場によってさ まざまであり、支援方法や関係者との連携に悩む担当者も少なく ありません。

「事業場における治療と仕事の両立支援ガイドライン」(厚生労

働省)には、両立支援を行うための留意事項や環境整備・支援の 進め方が記載されています。また、企業と主治医がやりとりを行 う文書の様式例や、両立支援プランの様式も掲載されています。

さらに、ガイドラインの参考資料として作成された「企業医療 機関連携マニュアル」では、企業と医療機関との連携が事例形式 で具体的に示されておりますので、ぜひご活用ください。

治療と仕事の両立支援ポータルサイト

治療 両立ナビ

検 索

両立支援の検討は 働く人の申出から スタートします

両立支援における医療機関と企業のやりとり

働く人

③ 医療機関が作成した「意見書」を

企業の相談窓口などに提出します。

勤務情報 提供書作成

① 働く人(患者)は医療 機関に業務内容などを 記載して提出します。

意見書の提出



勤務情報提供書

意見書

意見書

両立支援プラン

医 師

意見書の作成

② 業務内容などを参考に職場で の配慮事項をまとめた意見書を、 働く人(患者)に渡します。



企 業

両立支援プランの作成

(4) 「意見書」をもとに、働く人(患者) の要望などを話し合いながら必要な 支援プランを作成します。

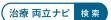




ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

お問い合わせ

「治療と職業生活の両立支援広報事業」事務局 E-mail: info@chirvoutoshigoto.mhlw.go.jp









「治療を続けながら働く人を 応援する事業者の皆様へ」

事業者用

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

両立支援はなぜ必要?

① 疾病を抱える労働者の状況

- 日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院しています。
- 一般定期健康診断の有所見率は50%を超えており、疾病リスクを 抱える労働者は増加傾向にあります。
- 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合は約4割。

②疾病を抱える労働者の就業可能性の向上

- 治療技術の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病の 生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあります。
- 病気=離職とは限らなくなっています。

③ 病気になった人も仕事を続けたい!

- 仕事を持ちながらがんで通院している労働者の数は約45万人。
- 生計を維持するためや、治療費のためはもちろんですが、自分の 仕事に期待してくれる人々がいることは、病気と闘う励みになり、 生きがいになります。

社員が病気になってしまったが、無理なく働き続けてもらうためには、どうしたら良いのだろうか? 辞められたら困る!



両立支援は、事業者・働く人ともにメリット!

事業者(会社)のメリット

- 貴重な人材資源の喪失が防げる
- 継続的な人材の確保、人材の定着
- 労働者のモチベーション・帰属意識の向上に よる労働生産性の維持・向上
- ・ 健康経営の実現、充実した福利厚生制度のPR
- 多様な人材の活用



安心して働ける職場・企業の成長へ



働く人のメリット

- ・ 治療に関する配慮が受けられ、病気の悪化が防げる
- 治療を受けながら仕事が続けられる
- 継続して収入が得られる
- 仕事による社会貢献や自己実現
- 仕事に対するモチベーションの向上、安心感

京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者(国・京都府・京都市・医療機関・関係労使団体等)で構成するチームです。 (事務局:厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課)

(R6.3)





治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

※ 平日:月~金曜日※ 年末年始・祝祭日を除く

名 称	所 在 地	電話	【利用日·時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451番地	075-241-3221	平日 8時30分~17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月~土 9時~13時 14時~21時(土曜は17時)
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	(予約制) 水曜 10時~16時

労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

名 称	所 在 地	電話	【利用日·時間】※
(両立支援・助成金についての相談) 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	(予約受付) 平日 9時~16時
(助成金についての相談)独立行政法人 ※労働者健康安全機構のホームページで「団化 ご確認ください。		(ナビダイヤル) 0570-783046	平日 9時~16時 13時~18時

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

(独) 労働者健康安全機構が、産業保健活動総合支援事業費補助金の一部で行う助成金の制度です。

助成対象 商工会等の事業主団体等や労災保険の特別加入団体(労働保険事務組合等)

助成対象事業と傘下の中小企業等や個人事業主に対して行う、産業保健サービスの提供事業

(医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**支援等**)

助成額 年度・申請時期で異なります。



サービスの流れ

事業者等

利用申し込み

◆ 3.産業保健サービスを提供

産業医・保健師等

契約

申請主体 団体等 助成金の流れ

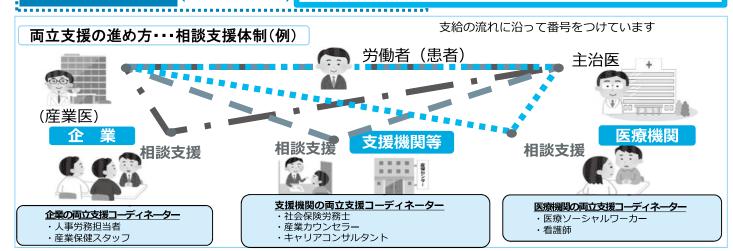
1.実施計画提出

2.計画承認

4.助成金申請

5.助成金支給

労働者 健康 安全機構



(R6.3)

18 産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人労働者健康安全機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または 「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。 事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 (地域産業保健センター)

[概ね監督署管轄区域に設置] 主に、労働者数50人未満の事業場を支援

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な 相談への対応や研修などを行います。

- ・ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ストレスチェック制度の導入に関する支援
- 治療と仕事の両立支援
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

地域窓口(地域産業保健センター)

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへ の対応を行います。

相談対応

- メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての 知識
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者の医師による面接指導
- ・ 高ストレス者の医師による面接指導
- 個別訪問指導(医師などによる職場巡視など) 産業保健に関する情報提供

※ 労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5階

Tel: 075-212-2600 FAX: 075-212-2700

ホームページアドレス: https://www.kyotos.johas.go.jp



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

解体改修工事の受注者(解体改修工事実施者)の皆さまへ

19 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は調製のものに限ります。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- ■工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に 設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を 3年間保存することが義務です
- ■事前調査・分析調査は、**厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務**(なります(令和 5 年10月~、**工作物の事前調査のみ令和 8 年 1月**~)

工事開始前の労働基準監督署への届出

- ■石綿が含まれている**保温材等の除去等工事の計画は14日前までに 労働基準監督署に届け出ることが義務で**す
- ■一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査 結果等を電子システム(スマホも可)で報告することが義務です

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

■除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- ■石綿が含まれている**仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務**です
- ■石綿が含まれている**けい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する** 工事**は、作業場の隔離が義務**です
- ■石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務です■石綿の切断等の作業を行うなどの場合、石綿等を湿潤な状態にする、除じん性能付き電動工具を使用するなどの発散的止措置が義務です。

写真等による作業の実施状況の記録

■石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、 作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで■

建築物 工作物		全ての	解体・改	修工事
事前調査の実施、記録の3年保存 事前調査に関する資格者要件 事前調査に関する資格者要件 事前調査結果等の報告(工事開始前まで) ●※1 ●※3 ●※3	規制內容	建築物	工作物	船舶
事前調査に関する資格者要件 事前調査結果等の報告(工事開始前まで) ●※1 ●※2 ●※3 作業計画の作成(石綿含有建材がある場合) ● ●※4 ●※4 計画の届出(工事開始の14日前まで) ●※4 ●※4 ※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る ※2 特定の工作物の解体工事またはは適く工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る ※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る ※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る ※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る。		•	•	•
事前調査結果等の報告(工事開始前まで) ●※1 ●※2 ●※3 作業計画の作成(石綿含有建材がある場合) ● ●※4 ●※4 ●※4 ※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る※2 特定の工作物の解体工事または改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限え※3 ※トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る※3 ※トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る	事前調査に関する資格者要件	•	% %	•
作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)	事前調査結果等の報告(工事開始前まで)	• ************************************	• %	₩ ₩
計画の届出(工事開始の14日前まで) ●※4 ●※4 ●※4 ●※4 ※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る※2 特定の工作物の解体工事または改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限3※3 ※トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る	作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)	•	•	•
※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る ※2 特定の工作物の解体工事または改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限? ※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る ※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る	計画の届出 (工事開始の14日前まで)	• **	• 4 **	• **
※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る	※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上※2 特定の工作物の解体工事または改修工事であって、かつ※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修	の改修工事 請負金額10 江事に限る	に限る 10万円以上の)工事に限る
	※4 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建	村)がある	場合に限る

建設業・土石採取業以外の事業者にあっては、作業の届出(工事開始前まで)が適用。 ※5 令和8年1月1日から施行(対象は告示で定められる一部の工作物)。

■工事開始後(石綿含有建材を扱う作業に限る)

次付石線、保温 を第1種の破砕等 けい酸カルシが存み サンはる除去 七上塗材の電動工 スレート板等の	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	(1)
作業の種類 材 等 9 9 条 1 3 4 5 5 5 6 7 7 5 5 6 7 5 6 7 7 4 4 5 6 7 6 7 7 8 8 9 <td>事前調査結果の作業場への備え付け、掲示</td> <td>石綿作業主任者の選任・職務実施</td> <td>作業者に対する特別教育の実施</td> <td>作業場所の隔離</td> <td>隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認</td> <td>作業時に建材を温潤な状態にする、電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置</td> <td>マスク、保護衣等の使用</td> <td>関係者以外の立入禁止・表示</td> <td>石綿作業場であることの掲示</td> <td>作業者ごとの作業の記録・40年保存</td> <td>作業実施状況の写真等による記録・3年保存</td> <td>作業者に対する石綿健康診断の実施</td> <td></td>	事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	石綿作業主任者の選任・職務実施	作業者に対する特別教育の実施	作業場所の隔離	隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	作業時に建材を温潤な状態にする、電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置	マスク、保護衣等の使用	関係者以外の立入禁止・表示	石綿作業場であることの掲示	作業者ごとの作業の記録・40年保存	作業実施状況の写真等による記録・3年保存	作業者に対する石綿健康診断の実施	

職場における

労働者が安全に働くために

20 新たな化学物質規制が

導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセス メントの実施義務対象物質が大幅 に増加します^{※1} 2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT 4

自律的な管理に向けた実施体制 の確立が求められます (化学物質管理者 の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

- ※1・・・・国によるGHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
- ※2・・・・厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)が対象
- ※3・・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります!

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



有害性に関する情報量 約2,900物質 数万物質 (国がモデルラベル・SDS作成済みの物質) 国のGHS分類により危険性・有 国によるGHS 害性が確認された全ての物質 未分類物質 ラベル・SDSによる ラベル・SDSによる伝達**義務** 伝達努力義務 リスクアセスメント リスクアセスメント実施義務 実施努力義務 ばく露を最小限 ばく露を最小限度(ばく露を基準 する努力義務 度にする義務 以下とする義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用 義務・努力義務

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第51号)」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

·都道府県労働局·労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質



改正後(順次追加後)

国がGHS分類済 約2900物質 + 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正·R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖 毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1 に分類された**234物質**が義務対象に 追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定 左記以外のカテゴリーで区分1に分類

左記以外のカテゴリーで区分1に分類 された**約700物質**を義務対象に追加 予定。

R5年度中改正·R8年4月施行予定

健康有害性のカテゴリーで区分2以下 又は物理化学的危険性の区分に分 類された**約850物質**を義務対象に追 加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にする**ことが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働** 者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント!

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるか**を必ず確認しましょう。その際、**推定ツール(CREATE-SIMPLE等)や、実測法** (個人ばく露測定、簡易測定法等)を組み合わせて行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント!

濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議 (ACGIH)のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めま しょう。



ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



代替物質 の使用



換気装置等を 設置し稼働



作業方法 の改善



有効な呼吸用 保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存*する**ことが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間(ただし、最低3年間)保存する**ことが義務付けられますまた、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存****することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、**物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用**させなければなりません。



皮膚·眼刺激性 皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を 引き起こしうる化学物質 <u>ポイント!</u>

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

- ※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質:義務
- ※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質:努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途 及び当該用途における使用 上の注意」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則 として、**重量%の記載**が 必要になります。
 - 「人体に及ぼす作用」を定期的 (5年以内ごとに1回) に確認・ 更新することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合





電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



電子メール の送信



HPのURLや 二次元コード の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選仕要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場 専門的講習の修了者

上記以外の事業場

資格要件なし(専門的講習の受講を推奨)

【膱森】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」 を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に、基づくばく露低減措置

健康診断結果や それに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に 関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外



改正後

全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、 施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行 期日					
	安衛令 別表第 9	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート(SDS)等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質(リスクアセスメント対象物)が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか?		③ ※令和7 年以降も 順次追加					
	安衛則	リスクアセスメント	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか? 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか?		2 3					
	第577条の2 第577条の3	対象物に関する 事業者の責務	措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか? (保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年)		2,3					
化学物質管理体系	安衛則 第594条の2	 皮膚等障害化学 物質等への	リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか? 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか?		3					
質	第594条の3	直接接触の防止	上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか? (明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く)		2					
4	安衛則 第22条	衛生委員会の 付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか?		2,3					
の	安衛則 第97条の2	がん等の 把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか? 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか?		2					
見直し	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか?(最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント 実施まで)		2					
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	働災害発生 等場等への 指示 労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画 を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか?							
	安衛則 第577条の2第 3項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか?(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年) 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか?(保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年)		3					
実	安衛則 第12条の 5	化学物質 管理者	化学物質管理者を選任していますか?		3					
実施体制	安衛則 第12条の 6	保護具着用 管理責任者	(労働者に保護具を使用させる場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか?		3					
一句の	安衛則第35条	雇い入れ時 教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか?		3					
	安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の 柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか?		1					
情報伝達の強化	安衛則 第24条の15第2 項·第3項、第 34条の2の5第 2項·第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に 更新して顧客などに通知していますか?		2					
	安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の	SDS通知事項の 追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか? SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか?		3					
	2の6 安衛則	別容器等での	※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。 リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付		2					
	第33条の2 特化則、有機則、	保管 個別規則の	等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか? 労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な		_					
その他	鉛則、 粉じん則	適用除外	管理とすることができることをを知っていますか?		2					
	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	作業環境測定結 果が第3管理区分 の事業場								
	特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか?		2					

(注)施行期日の①~③は以下に対応。

規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。

①2022年(令和4年)5月31日(施行済)

②2023年(令和5年)4月1日

③2024年(令和6年)4月1日

詳細はこちら



21 令和6年

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、 約800人が4日以上仕事を休んでいます













町の

皿 80 謳

旦9

5月

点取 7月

mi

ン期

ペハ4井

準備 4月 サセンペーン 実格要鑑

チェックしましょ きちんと実施されているかを確認し、

ل

IJ

きがなら

(4月)

#III

10

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の 責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する 事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、 散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により 身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【**協賛**】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会**【後援】**関係省庁(予定)

(^^) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

ل IJ 忚 p 6~ (5月 四 強 ハー ペ ハ 4 サ

暑さ指数の把握と評価

地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効 □ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握







職項省 数中値予防サイト

-
1/-1
K₀.
胀
和乙
12
+X
\sim
Н,
\vdash
•
以
Ρ
\sim
- 1
_
1.5
污
$\overline{}$
IJ
\equiv
数
W.
笳
*
١ الد
70
쨊
TY.
-
_)
Ш
Ľ≺
\equiv
;;;;

STEP 2

準備期間に検討した設備対策を実施	準備期間に検討した休憩場所を設置	準備期間に検討した服装を着用	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意	水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経 関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働 者にお互いの健康状態を留意するよう指導	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置※ <u>全身を濡らして送風する</u> ことなどにより体温を低減※一人きりにしない
暑さ指数の低減	休憩場所の整備	服装	作業時間の短縮	暑熱順化への対応	水分・塩分の摂取	プレクーリング	健康診断結果に 基づく対応	日常の健康管理	作業中の労働者の 健康状態の確認	異常時の措置

ل N ΗU * 「」 す (7月) 取組期間 堰 膃

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追

- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請